

## 建築計画概要書の様式、記載事項等について（お願い）

### 1. 建築計画概要書の様式変更について

大阪市様式を大幅に変更しております。確認申請の際には新様式を使用してください。  
新様式は大阪市のホームページよりダウンロードの上ご利用ください。

ダウンロード方法：[大阪市HP]⇒[事業者の方へ]⇒[手続き・届出/建築の手続き]⇒[建築基準法の手続き]⇒  
[[確認] 建築確認申請関係⇒確認申請等書式]

### 2. 【14. 許可・認定等】欄への構造方法の大臣認定番号等の記入について

近年、長周期地震動への関心が高まっており、特に、既存の超高層建築物や免震建築物などへの対策については、非常に高い注目が集まっております。

こうしたことから、建築基準法第20条の大臣認定を取得している超高層建築物や免震建築物については、その認定の有無などの基本的な情報を把握したいと考えております。また、これに合わせて、主要構造部の耐火性能（令第108条の3、令第112条）、防火設備【防火区画】（令第108条の3）、避難安全性能（令第128条の6、令第129条、令第129条の2）、主要構造部等の性能（法第21条、法第27条、法第61条）、防排煙性能（令第123条、令第129条の13の3）、非常用進入口（令第126条の6）の大臣認定を取得している建築物についても同様に把握したいと考えております。

つきましては、建築計画概要書第2面【14. 許可・認定等】欄に、通常記載していただいている許認可等に加えて、下記の大臣認定についても、記載例のとおり認定番号等を記入していただくようお願いいたします。

なお、確認申請書第4面【19.備考】についても同様に記入願います。

#### [記載していただく大臣認定]

- 構造計算【時刻歴】（法第20条）
- 主要構造部の耐火性能（令第108条の3、令第112条）
- 防火設備【防火区画】（令第108条の3）
- 避難安全性能（令第128条の6、令第129条、令第129条の2）
- 主要構造部等の性能（法第21条、法第27条、法第61条）
- 防排煙性能（令第123条、令第129条の13の3）
- 非常用進入口（令第126条の6）

#### <記載例>

- ① 認定番号 HNNNNNNN-9999 号、【法第20条、大臣認定（超高層）】令和〇〇年△△月□□日
  - ② 認定番号 MNNNNNNN-9999 号、【法第20条、大臣認定（免震）】令和〇〇年△△月□□日
  - ③ 認定番号 HNNNNNNN-9999 号、【法第20条、大臣認定（超高層、免震）】令和〇〇年△△月□□日
  - ④ 認定番号 NNNFN-9999 号【令第129条、大臣認定（階避難安全性能）】令和〇〇年△△月□□日
  - ⑤ 認定番号 NNNBN-9999 号【令第129条の2、大臣認定（全館避難安全性能）】令和〇〇年△△月□□日
  - ⑥ 認定番号 NFN-9999 号【令第108条の3、大臣認定（耐火性能）】令和〇〇年△△月□□日
  - ⑦ 認定番号 NNE-9999 号【令第108条の3、大臣認定（防火区画）】令和〇〇年△△月□□日
- などのほか、上記の各認定の組み合わせについては以下のように記入してください。
- ⑧ 認定番号 HFNBNNN-9999 号、【法第20条、令第129条、令第108条の3、大臣認定（超高層、免震、階避難安全性能、耐火性能）】令和〇〇年△△月□□日